

第27回教育委員会（定）

開会日時 令和2年 12月 24日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時54分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩二郎	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
指 導 室 長	門 野 吉 保	新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹
学校配置調整担当課長	浅 子 隆 史	施設整備担当副参事	千 葉 亨 二
地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭	教育支援センター所長	平 沢 安 正
中央図書館長	大 橋 薫		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから、令和2年第27回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、門野指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、浅子学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、諸橋地域教育力推進課長、平沢教育支援センター所長、大橋中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第50号 東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定について
(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第50号「東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定について」、地域教育力担当部長から説明願います。

地域教育力担当部長 おはようございます。よろしく願います。

本日は生涯学習課長が欠席でございますので、私からご説明をいたします。

それでは、まず「議-1」をお開きください。

議案第50号東京都板橋区立八ヶ岳荘の指定管理者の指定についてでございます。

議案の提出月日は、令和2年12月24日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川 修一でございます。

東京都板橋区立八ヶ岳荘条例第15条第3項の規定に基づいて、指定管理者を指定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、令和2年12月14日開催の板橋区議会の議決を経て、教育委員会として指定する必要があるためでございます。

本案件の内容につきましては、10月8日の教育委員会において、指定管理者公募団体の選定結果としてご報告しております。

また、11月5日の教育委員会におきまして、区議会第4回定例会に提出する議案として、教育委員会への意見聴取として、既に説明しているものでございます。

それでは、資料2ページをご覧ください。

指定する指定管理者ですが、以前説明をいたしました、またご説明させてい

たきます。

共同事業体名、八ヶ岳フィールドパートナーズでございます。

これは、3社の3団体の共同による事業体でございます。

代表団体は、特定非営利活動法人国際自然大学校。こちらは、野外活動を主とする団体でございます。

構成団体Ⅰは、株式会社東急コミュニティーということで、施設管理が主となっているものでございます。

構成団体Ⅱは、TSKサービス株式会社。こちらは、食事提供を主とする団体でございます。それぞれの分野を専門とした団体の共同事業体ということになってございます。

項番2の選定経過概要につきましては、記載のとおりであります。

項番3でございますが、第4回定例会本会議の議決ということで、令和2年12月2日開催の文教児童委員会において議決すべきものと決定され、令和2年12月14日開催の第4回定例会本会議において、八ヶ岳荘の指定管理者を議決したというものでございます。それを受けた議案ということでございます。

次のページでございますが、(3)のところの指定期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

項番5の今後の予定ですが、既に団体とは下打合せしているところでございますが、今後基本協定、年度協定等の協議に入りまして、来年4月1日の指定管理開始に向けて、手続を進めていきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。日程第一 議案第50号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第51号 「「板橋区子ども読書活動推進計画2025」素案について」

(中央図書館)

教 育 長 では続いて、日程第二 議案第51号「「板橋区子ども読書活動推進計画2025」素案について」は、1月の閉会中の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、本日の審議は非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理す

ることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

(1) 第19回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告(1)「第19回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について」地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、「生-1」をお聞きください。

第19回櫻井徳太郎賞受賞者の決定についてでございます。

例年行っております櫻井徳太郎賞の受賞者の決定をいたしました。

項番2の応募状況でございますが、今年は644編ということで、前年が547編でございますので、非常に応募が増えたところでございます。

一般の部は19編の応募がありました。高校生の部は5編の応募がありました。高校生につきましては、昨年より減っております。

小中学生の部は620編ということで、小学生が442編、中学生は178編でございます。

前年より大幅に減っております。

項番3の審査会でございますが、審査員については、記載のとおりでございます。審査会につきましては、記載のとおり2回ほど行っておりまして、第2回目につきましては、コロナ感染症の関係からWeb会議としているものでございます。

項番4の受賞者でございますが、別紙のとおり一覧をつけておりますが、一般の部は大賞が1編、受賞をしております。

高校生の部は、最優秀賞が1編、佳作が1編でございます。

小・中学生の部は最優秀賞が1編、優秀賞が3編、佳作が10編でございます。

項番5の授賞式でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度につきましては実施しない予定でございます。

具体的な受賞者につきましては、別紙の方をご覧いただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員 ありがとうございます。小学生の応募が大変増えていて、喜ばしいことと思っております。増えている要因というのは何かあるのですか。

地域教育力担当部長 推測になってしまうのですが、コロナ感染症の関係で学校に来られない時期がかなりございましたので、その間で各学校がこういったことについて、奨励をしたとか、もしくは取り組んでみなさいということでやられたのではないかと推測をしているところでございます。

長 沼 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 この件については、校長先生によって学校として取組もうとする学校があります。その校長先生が異動によってほかの学校に行くと、そこでまた取組む。つまり、前任校と新任校ということでの増ということもあると、私自身は個人的に感じています。

私が教育長になったときは、板橋区の学校の応募が少なく、寂しいなというところだったのですが、今回、非常に応募も多いですし、最優秀賞にも区内の学校が表彰されたということは大変嬉しいと思いました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

(2) 第19回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、次に報告の(2)「第19回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定について」地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料「生-2」をご覧ください。

第19回櫻井徳太郎賞「いたばしふるさと学習奨励賞」の決定についてでございます。

板橋区の地域や歴史についての学習活動等に顕著な努力がみられた板橋区内の学校又は個人に対し、主には櫻井徳太郎賞への作文応募が現在の主になってしまっているところでございますが、そちらの奨励賞の決定でございます。

項番の2でございますが、対象は個人と学校ということで、項番6の入賞校をご覧ください。

学校を挙げて応募に取組、櫻井徳太郎賞への応募が20編を超えた区立小・中学校を入賞とするものでございます。小学校の方は、板橋五小をはじめ、5校が入賞校となっております。中学校の方は、志村四中を含め、2校が入賞となっております。

先ほども長沼委員からの質問にも関連いたしますが、これらの学校では大変熱心に櫻井徳太郎賞に応募奨励いただきまして、今回の受賞となっているもの

でございます。

項番7の今後のスケジュールでございますが、令和3年1月7日、全体校長会で報告をいたしまして、表彰を行う予定です。説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私からなのですが、3月27日に中央図書館がリニューアルオープンする形になっていくわけですが、そこには櫻井徳太郎氏のコーナーがございますので、そういったものと櫻井徳太郎賞との結びつきということも考えてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

中央図書館長 新しい中央図書館には図書館ホールというものが設置され、このぐらいの広さのスペースがございます。表彰式であるとか、関連する講座など、そういったもので連携する予定で、協議を進めているところです。

教 育 長 よろしくお願いたします。

○報告事項

(3) 「板橋区版スマートフォン・携帯電話を使うためのルール」の改訂について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告(3)「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」の改訂について、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 よろしくお願いたします。資料「地-1」をご覧ください。

「板橋区版スマートフォン等を使うためのルール」のパンフレットが完成いたしましたので、お手元の方に現物を併せて置かせていただきました。

今回、こちらにつきましては、学校ももちろんそうなのですが、家庭教育の分野で、家庭でのルールづくりを促すということと、子どもたちに広く普及しています情報通信端末、こちらを利用することによるトラブルとか犯罪などに巻き込まれるリスクの未然防止を図りたいということで、作成したものでございます。

対象としては、小学校4年から6年生、それと中学生を対象として作成しております。

今回の中身についてなのですが、大きく変わっているところは2つです。

まず、「みんなで守るルール」として、これまでは6つ設定されておりましたが、これが7つになっております。

パンフレットの最初のページのところに赤い白抜きの丸で7つ書いてありますが、このうちの5番目、「写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしません。」こちらが新たなルールとして設定されて、ルール7つで作

成されております。

もう1つ大きな点は、1番の裏面になります。

こちらに相談機関・サービスということでの紹介をさせていただきました。

1年を通じてスマートフォンを活用するときの一覧なのですが、今回配付するこの時期のように年末年始、学校が長く休みになるような状況下で、心に不安を抱えているような児童・生徒が、こういったスマートフォンを持っているのであれば、相談できる、安心できる大人とつながれるという状況をつくり出してあげて、こちらの方が様々な子どもたちの心の支えになればというところで、取り込ませていただきました。

これが中身についての大きな変更点でございます。

項番の3で配付について、記載しております。

この冊子につきましては、ちょうど今日、各学校で配っていただくために、昨日、一昨日、交換便で既にお送りしております。

今日、各児童・生徒の手元に届くと思いますので、この年末年始、こちらを早速活用していただければと考えております。

簡単ですが、説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

とても重要なのは、スマートフォンは使ってはいけないということではなく、スマートフォンを使うことに対して何でいけないのか、あるいは、使い方、こういうことは気をつけなくてはいけないというところの指導を徹底することが大事で、青木委員がよくおっしゃるように、スマートフォンはこれからの社会の中でも必要不可欠な1つのツールになると思うので、そういう意味では非常によくできていると思います。これを学校現場あるいは家庭で、どう使っていくのかというところなのですが、この辺りはどのようなふうにお考えになっているのですか。

地域教育力推進課長 今回、小さな変化の部分で、最終ページの一番上に保護者の皆様に向けたメッセージが記載されております。

こちらも、今回改定しております、家庭教育の重要性、そしてまた主体的に家庭教育をしていただく重要性、そういう思いを込めて書いております。

これまでは、主体的に「何時間しか使っては駄目です」とか、そういう形での決めごとが多かったかと思いますが、そういった決め事からもう一歩進んでもらって、こちらのパンフレットを活用した上で、子どもたちとしっかりと対話をして納得感を持っていただいた上で、どういう形で使っていくか、そういうことをしっかりと議論いただけるような形に変えてありますので、そういった一歩進んだ中でのルールづくり、こちらをめざしているところでございます。

教 育 長 これの見開きの中を見ると、「学校版」とか「わが家」「わたしの署名」とか「保護者の署名」など、私は本当に素敵なことだと思います。これは、強制はできないにしても、何かこういったことで子どもたちの被害を最小限に抑えるよ

うなことを、小学校や中学校のPTA連合会ともうまく繋がっていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木委員、どうぞ。

青木委員 GIGAスクール構想が始まるわけで、子どもたちがタブレットとかPCを一人一人持つようになったら、それとスマートフォンとの住み分けをどうするかという考え方が重要になってくると思ひます。当然、GIGAスクールでタブレットをそれぞれ持ったら、そこでも同じことが追及されるのが当然のことかと思ひのですが、勉強に使うのはいいですよという。でも、スマートフォンでも同じような状況がとれるわけです。積極的に使う場合と、そうではない場合というところを、うまく住み分けて教えてあげないと、タブレットの方はいい、スマートフォンはいけないみたいになるところの区別が分かりづらくなるところがあるのではないかと思ひます。その辺を、GIGAスクールが本格的に入ってきた中では上手く持っていけるようにした方がよく、そういった意味では、安全教育というような、先ほど教育長がおっしゃったようになぜいけないのかというような、そもそも論をきちんと教えてあげることが、実は大事ではないかなと私は思っております。その辺も含めて、お考へいただけると良いなと思ひます。

これ自体は、とても良いことだと思ひるので、よろしくお願ひいたします。

教育長 ありがとうございます。

冬休みの前に配ることができたということは、非常に価値のあることだと思ひますので、その辺りの徹底もよろしくお願ひいたします。

○報告事項

(4) 氷川図書館の臨時休業について

(図-1・中央図書館)

教育長 それでは、報告(4)「氷川図書館の臨時休館について」中央図書館長から報告願ひます。

中央図書館長 資料「図-1」をご覧ください。

板橋区立図書館設置条例第4条に基づく報告でございます。

氷川図書館の臨時休館について、期間は、令和3年2月14日から27日までの14日間です。

なお、こちらの施設については2月8日から13日の間、館内の整理期間、資料の整理の関係で休館をしておりますので、そこからの引き続いての休館ということになります。

休館の理由については、受変電設備内部改修工事、またトイレ洋式化工事を実施するためのものです。

トイレの洋式化については、かねてからこの施設においては要求が出されてきていたところですので、そういった背景もございます。

報告は、以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

(5) 令和2年度板橋区立図書館指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告(5)「令和2年度板橋区立図書館指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について」中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 ご報告いたします。資料「図-2」をご覧ください。

板橋区立図書館指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果について、ご報告いたします。

こちらは、中央図書館以外の地域図書館の施設の業務を、指定管理により営業をして運営しておりますが、協定の期間が平成30年4月から令和5年の3月末までとなっております。今年度は、その中間の年度に当たることから、外部の評価委員を招いて中間点の評価を行ったものです。

対象は、3事業者、10館になります。

1番の表のとおりとなっております。

株式会社図書館流通センターの図書館は、赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館の3館。株式会社ヴァイアックスにおいては、清水図書館、蓮根図書館、西台図書館及び志村図書館。ナカバヤシ株式会社東京本社においては、氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館が対象となっております。

事業内容については、平成30年から令和元年までの事業内容についてを評価していくものでございます。

評価委員は、本年、外部の大東文化大学の文学部の先生をお招きしたほか、図書館サポーターの方にも委員に加わっていただいております。

評価そのものの中身としましては、2ページ目の(4)をご覧ください。

評価委員会の審議に先立ち、財務状況及び労働条件点検を専門家の意見においていただいたもので、外部専門家に委託し、実施しております。

3ページ目をご覧ください。

評価委員の開催として、3回行われました。

1回目、2回目は実際に赤塚図書館、東板橋図書館、蓮根図書館の施設を見ていただきながら、評価委員会の審議をいたしました。

第3回目ところで、今回報告させていただいております評価表を整理したものでございます。

評価の細かい中身は、添付しております評価結果の資料をご参照いただければと思いますが、3事業者とも総合評価の基準である5段階のうち、上から2番目に当たりますB「優れている」の評価をいただいております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
どうぞ、高野委員。

高 野 委 員 どの図書館も大変よく工夫して、素晴らしい運営をいただいていると思います。

この評価をするに当たって、時代の流れというのでしょうか、例えば映画会などに関しても、今、図書館で映画会を見なくても、自分たちが自宅で楽しめるとか、また今回はコロナの影響もあったのですが、お話し会の開催とか、そういう部分で参加する方たちの考え方が変わってきたり、時代の流れというか世の中の動きと、少し評価する基準がずれてきている部分もあったように感じました。ですから、そういう点を勘案しながら世の中の動きと連動した運営について、今後もご検討いただいて、より利用者の要望に応えられるような運営をしていただけるようお願いしたいと思いました。

中央図書館長 ありがとうございます。

平成30年から令和元年度までという期間で見えておりましたが、例えばデジタル化の話や、コロナ感染症に伴う新しい生活様式の中でのことであったりですとか、そういったことも評価委員会の審議の中では出されております。

そういったところを今後の運営に反映させていただきたいと考えております。
以上でございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 ありがとうございます。

それでは次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。指導室長お願いします。

指 導 室 長 2つございます。

まず1つ目が、令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等についての検討状況の報告でございます。

現在は、東京都並びに板橋区感染者の数は、施設によりますと高い状態で、むしろ増加しているというような状況でございます。

こういった中で、各学校では感染症対策を講じた学校の教育活動を実施して

おります。

ただ、状況としましては、ワクチンの開発であるとか、様々なことが進む中で、3月に卒業式、4月に入学式を迎えるという状況でございます。

そこで、今年度の卒業式、また来年度の入学式につきましては、基本的には板橋区の感染症ガイドラインに則った対応をしていただきますが、それでも、かつ卒業式等につきましては、様々な方が来校されるという情報を踏まえまして、今年度も昨年度並みに検討しております。

要は、参加者につきましては、区職員並びに区議会議員あるいは地域の方々の参加はご遠慮いただく、参加なしという形での方向でございます。

なお、今年度の実施の反省を踏まえまして、PTA会長に加えてiCSの委員長、こちらはご参加いただきたいと考えておりますし、卒業生、入学生だけではなく、在校生代表という形で参加できるように工夫はしていきたいと思っております。また、卒業式、入学式、どちらも予備日を今回は設けたいと考えております。

全国的な臨時休業という措置で、予備日が設定できない状況ではございませんので、現在は、たとえ臨時休業になったとしましても、三日程度の範囲で臨時休業しておりますので、予備日を設定して保護者や入学生、あるいは卒業生が式をきちんと迎えられるような形で配慮したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑等、よろしいでしょうか。基本的にはこの方法でということよろしいでしょうか。

指 導 室 長 1月の定例校長会、あるいは区役所内の庶務担課長会等でご説明申し上げて、最終的に決定したいと考えております。

教 育 長 ありがとうございます。

指 導 室 長 もう1点よろしいでしょうか。

教 育 長 どうぞ、よろしく願いいたします。

指 導 室 長 こちらは、21日に東京都知事の方が医療従事者への感謝の気持ちを伝えるという取組を呼びかけたことに対する対応状況です。

一人一人の医療従事者に感謝の気持ちが届くようにという形で、子どもたち、小中学生に手紙を書いてほしいという呼びかけがございました。

それを受けまして、東京都の方からコロナ禍の中で、これまではもちろん、この年末年始も休むことなく、日々私たちの命を守ってくださっている医師や看護師をはじめとする医療従事者の方々に向けて、東京の未来を担う子どもたちが感謝や応援の思いを伝えることを目的に取組のご案内がございました。

手紙と申しましても、A6判のサイズで横書きであれば、後は自由なのです。そういったものですので、子どもたちも学校も取組やすいかと思っておりますので、各学校の方に通知差し上げているところでございます。

なお、本取組は決して強制するものではありません。本取組の趣旨、目的を子どもたちが理解した上で、子どもたちの自主的な取組を促すようなものでございますので、各学校の中で、授業の中で取り上げるのか、宿題として取り上げるのか、実情に応じた取組でお願いしますというような形でご案内を差し上げたところでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。
そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第二 議案第51号については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方のご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第二 議案第51号 「板橋区子ども読書活動推進計画2025」素案について

(地域教育力推進課)

(中央図書館)

教 育 長 それでは、日程第二 議案第51号「「板橋区子ども読書活動推進計画2025」素案について」地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力推進部長 それでは、「議-2」の資料をご覧ください。

議案第51号「板橋区子ども読書活動推進計画2025」素案について。

議案の提出月日は、令和2年12月24日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

提案の理由でございますが、現計画は平成28年度から令和2年度に行っておりまして、今年が最終年度になります。

第3期となる次期計画、令和3年度から令和7年度を策定する検討委員会を設置し引き続き5か年計画を策定することになりました。

今回、策定に当たりまして、素案に対しての区民意見を募集し、最終案に反映して、公表するものでございます。

詳細につきましては、中央図書館長の方から説明をお願いいたします。

中央図書館長 ご説明いたします。資料2ページ目からになります。

「子ども読書活動推進2025」素案について、こちらは概要を3ページにわたってご説明しているものでございます。

まず、経緯は冒頭でございますとおり、子ども読書活動の推進に関する法律におきまして、区市町村においても計画策定を努めることという規定に基づいて、これまで第1期、第2期と計画を策定してきておるものでございます。

このたび、第3期として「子ども読書活動推進計画2025」としてまとめて報告していくというものの、素案でございます。

今後、この素案に基づきご意見をいただいたり、パブリックコメントなどで広く意見集約等を図ったりしながら、最終案に向けて進めていく予定でございます。項番4にお進みください。素案の概要でございます。

第2期計画、現行の計画については、重点事業として「読書通帳の積極的活用」、「絵本づくりの推進」といったものと、また57の取組事業を展開してまいりました。

次のページにお進みください。

当初、目標としておりました具体的事業の取組は継続して進められてきておりますが、一部遅延となっております、「児童コーナーの利用時間拡大」については、今年度末、3月に開館されます新中央図書館の児童コーナーの運営が午後8時まで利用拡大されるということによって、全ての取組事業が目標の達成を得たものでございます。

こういった状況も踏まえて、第3期計画においては、第2期計画の取組の状況をベースにしまして、さらに今年度、アンケート調査を年代ごとに収集しておりますので、そちらで把握した実態、あるいは保護者の方にご意向などをお尋ねしておりますので、そういったものを反映しながら、読書の習慣化や定着に向けた基本方針をまとめ、具体的な取組を示してまいりたいと考えております。

基本方針としましては、3点ございます。

(2)の①「子どもの読書のための環境の整備・充実」です。②「子どもの年齢・発達の段階に応じた取組」。③「家庭、地域、学校との協力、連携による取組」となっております。

このうち、(3)重点施策につきましては、読書推進検討委員会において審議した案件の中で、重視する取組として3点ございます。まず第1として早期に読書に親しむ環境をつくるために、就学前からの取組が必要であるということ。2番目に、読書の習慣化を楽しみながら定着させることが重要であること。そして、3番目に、家庭や地域のコミュニケーションを踏まえて進めていくことが重要であるという3点が共通理解として得られました。

新しい中央図書館では、ボローニャ絵本館の併設などがありまして、環境の整備が進むところもございます。

また、先の教育委員会でもご報告させていただきました板橋ブランドでもある

「絵本のまち板橋」の充実の発信拠点となるという状況を鑑みて、絵本の資料を十分生かした、そういった形の読書支援につなげてまいりたい、それを重点施策として捉えていきたいと考えております。

「絵本のまち板橋」の充実に係る内容については、3点に絞って報告しております。

1つ目に「絵本との出会いを創出する」ということ、2つ目に「絵本がつなぐコミュニケーションと育ち」ということで、絵本資料を生かして集団の活動で新たな中での読書、読み聞かせの活動、音読の活動などの実践につなげていこうということ。3つ目に「絵本文化を味わい、表現する」というところでは、小中学生を対象に、絵本を味わいながら想像力を導いて表現をしていくという取組、こういったものを組み合わせて、読書支援をさらに発展させていく活動を考えております。

これらの進行管理につきましては、毎年度、主管課に対して事業実績、あるいは学校に対してアンケート調査等々を行いながら、進めてまいりたいと思います。

具体的な取組については、素案の中に55事業が示されております。

また、今後、素案を基に様々なご意見をいただく中で、新規事業の検討などを検討委員会とともに深めながら最終案にまとめていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
長沼委員お願いします。

長 沼 委 員 ありがとうございます。これは大変重要な計画だと思って拝見しておりました。

よくまとめられて、検討なされていると思いました。

やはり、読書活動というのは子どもたちの知的活動、あるいは探求活動の基礎となるという捉え方もありますので、区全体としてこれを推進していくということが必要となります。

そう考えますと、板橋区は学校教育の中に「読み解く力を養う」ということを、かなり前面に出して学校教育では進められているのですが、そこにほとんど触れられていない。学校と地域の関係については、学校との連携のことについては書いてあるのですが、読書活動というのは、やはり読み解く力の1つの基盤となるものという捉え方ができますので、別々になってしまっているところが残念です。
以上です。

教 育 長 ありがとうございました。重要な視点をいただいております。
その他ございますか。高野委員、どうぞ。

高 野 委 員 私は、2つあります。
まず1つ、学校図書館の件です。東京都の動向の中で学校図書館は可能な限り

児童や生徒を教職員が最大限自由に活用できるように、登校時から下校時までの開館に務めることが重要ということと、学級文庫の充実ということが挙げられていて、それに対応して小学校ですとか中学校での取組に反映されていると思うのです。中学校の方では、例えば29番の「放課後の学習スペースとして開放する」など図書館利用を学校の中でも広げなさいということが書いてあるのですが、小学校の方に関して言えば、18番の「授業で活用していく」ということだけにとどまっています。例えば、もっと開館時間を増やして子どもたちが利用できる、また貸出しが自由にできる、そういうところをあえてつくっていかないと、学校に行っても図書館は鍵がかかっている、子どもたちが授業でしか使えていないようなところもよくありますので、そこをもう一步踏み込んでいただけないのかということをおもいました。

また、学級文庫をとということなのですが、実際には場所の問題ですとか、色々あると思うのですが、呼びかけだけにとどまらずに、子どもたちがいつでも手に取れるところに本がある状況をつくれるようにしていただきたいとおもいました。

もう1つが、家庭読書の「うちどく」についてなのですが、今、学校便り等を見ると、毎月23日は家庭読書の日ですということをおもって書いていただけのようになりました。

これを見ると、区立図書館からの「うちどく」の発信があり、各学校で23日が家庭読書の日だということは呼びかけていただいているのですが、では「うちどく」は何なのかということが伝わっていないと思うのです。ただ、この日に本を読みましようとか、そういうことではなくて、「うちどく」の楽しみとかそういうものを、毎月でなくてもいいので、区立図書館に、全員が行くわけではなく、限られた方になるので、もっと広く広げるという意味では、学校での取組の中で「うちどく」について、こういう工夫ができるというような良い事例などを紹介して行って、「うちどく」を広めていくような取組をしていただけるといいのかなとおもいました。

以上、2点が私からの感想です。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいですか。

中央図書館長 先ほどの説明の中で第2期をベースにしていくというお話をしました。そうすると、そのままただ続けていくというようなことになりがちなので、一步踏み込んだ対応であるですとか、工夫を凝らした視点であるとか、少し話は変わりますが、先ほどの指定管理者の中で時代にあったと言いますか、今の生活の状況だとかにもっとマッチした形で施策が展開されるということが、必要であると思えます。

ありがとうございました。

教 育 長 どうぞ、松澤委員

松澤委員 色々な図書カードですとか、読書活動とか、そういったことで色々な事業が展開されているというのは、間違いなく良いことだと思っておりますが、やはりこれからはインパクトが大事だなと思っております。年齢別に考えていくと何歳ぐらいで読書をすごくしているとか、興味を持っている年齢層がどこにピークがあるか、いつピークアウトしていくかなど、グラフ的なもので、何歳位で読まなくなるのかなど、そういったことも含めて、こういう時代ですので、データ化をしていただいて、その層に向けて事業を行っていくということも、まず大事なのかなと思っております。

そして、もう1つは、今皆さんがおっしゃっていたのですが、学校や家庭、図書館であっても中央図書館と地域図書館、全部に共通したキャンペーン、共通したイベントを、せっかくこれだけの組織があるので、今回はトップダウンになるかとは思いますが、中央図書館主導でオープンに合わせて行っていただければと思います。例えば1年のこの月は読書のキャンペーンを打とうとか、そういったこともやっていただくと良いのかと思っております。私も今年の1年を振り返ってみて、一番感じるのは、今の板橋区の方が、季節感だったり、昔に戻っているなということ。今デジタル化が進んでいって、デジタルの方に舵を切っていくのですが、それとは真逆で、やはり生のものに触れる機会ということを見直していくことが重要だと思っております。やはり読書であったり、本当にアナログになるのだと思っておりますが、生のものに触れていただく機会をむしろアピールをしていただいて、そしてその本に触れる、1年を通していつなのだろうとか、人生を通していつなのだろうというところを、もう1回見直していくと、すごく良いのかな、それを板橋区が発信していただけるとすごくうれしいなと思っております。

なので、まずそういったことを踏まえて、おそらく一般の方に向けてたくさん色々なところで色々な事業を行っているのですが、やはり1つのことを、もう少し突き詰めて大きくやるというのが大事なのではないかと思っておりますので、その辺をご検討いただけるとありがたいと思いたしました。

教 育 長 ありがとうございます。青木委員いかがですか。

青木委員 よろしいですか。今、松澤委員と流れは近いのですが、2025という数字ができたところで、私の意見を述べさせていただきますと、先ほどと同じようなのですが、GIGAスクールが始まって、デジタル図書というものが、効率的に活用されるということになったら、図書館の意味ですとか、絵本を手取る意味というのを、やはり感じなくなる子たちも出てくるのではないかと思います。やはりそこで先ほどの松澤委員の紙質に触れるですとか、実際の物に触れて紙の色を学ぶなどというようなアナログですが、非常に大事なことを推進していくという意味でも、ぜひやっていただきたい中で、恐らく板橋区として、特に新しい中央図書館としてできるのは、生の本を見て教育科学館での実体験につなげていくという、いわゆるSTEAM教育の考え方を入れていくことではないかと思っております。

せっかく本を読むのであれば、その本の中で何か、例えば未来の話とか、夢のある話が、実は教育科学館に行くと実体験、実験のように、体験できるというように、ひとつながりの教育プログラムのようなものがあれば、単に絵本というところから自分の体験というところまで支え、子どもたちが身につけられるところの流れを、この板橋区であればできると思います。

ですから、そういったところを意識していただいて、その辺に例えばサポーターが必要であれば、やはり近隣の大学さのようななど、こちらの関係で言うと芸術学部、など、サポーターで入れていただくと、その辺はうまい形でファシリテートなどもできるのではないかと思うので、その辺を意識しながら、板橋区でないといけないということを考えていただくと、もっとこの活動も、意味それから実も出てくるのではないかと思います。

教 育 長 ありがとうございました。

中央図書館長 教育科学館との事業連携は、この後、報告の機会があると思うのですが、先行事業として実際に実施してみて、実験と組合せて、雪の絵本を読む、その後は雪だるまをモチーフにした起き上がりこぼしのようなものをみのようなで工作するという展開であったり、平和公園は樹木がたくさん植栽されているので木の葉の話だと、そういった自然を題材にした読み聞かせとともに、それを公園内でやるだとか、そういった色々な組合せができるのかなと、専門的な視点を持った方が話をつけてくれるので、そういった取組を組み込んでいければと考えております。ありがとうございます。

青 木 委 員 ぜひ、平和公園の落ち葉だと色々落ちていたりするので、よく地域でやられている方もいますが、グルーガンを持ってきて葉っぱとか木の枝で箱庭を作るといったようなことを、少し絵本と連動してやったりすると、教育プログラムとしても面白いかなと想像したりするので、ぜひその辺も意識していただければと思いますのでよろしくお願いします。

教 育 長 私からお話させていただくのは、図書館の在り方の1つに、子どもの居場所ということ、少し意識的に持っていただきたいということです。もちろん、これは板橋区の区民の皆様のものであるのですが、やはり子どもの居場所という位置づけを持っていただければと思います。

つまり、図書館に来れば周りに本があるわけですから、何となく本を読むというそういう雰囲気には当然なると思いますし、これは極端な話ですが、学校に行けない子も図書館に来て時間を過ごすといったことも含めて、子どもの居場所の1つとして、図書館の在り方というのを考えていただければと思います。

それから、読書通帳は大変有効ではあると思います。いわゆる読書への外的な動機づけとしての活用だと思うのですが、渡して終わりというのは策がないかなと思います。やっぱり外的動機づけを与えるのなら、表彰するなり、あるいは教

育委員会や、中央図書館のホームページ上で結果を公表するなり、極端な話、何冊読んでいる子がいるのだとか、そういう部分の情報発信が必要ではないかと思えます。内的動機づけというところは、家庭、学校が非常に大きな役割を担うのかなと思えますが、読書通帳を活用しよう、活用しようというだけでなく、こちらサイドの仕掛けを、上手く組み込んでいただければと思います。

それから、中央図書館ができるに当たって、地域図書館もそうなのですが、学びのエリアの小中学校との連携を強めてもらいたいです。

特に中央図書館については、上三中が隣にあるわけなのですね。この中学生たちが授業中であっても行き来できるような、そういう環境づくりを上手くつくっていただければと思っています。

この辺で言えば上三中の学びのエリアとか、中台中の学びのエリアを差別化するわけではないのですが、例えば意図的に活用頻度を高めていくことなどを、学校サイドとも検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

今、読み解く力との関連性をもっと明記した方がいいのではないかと、学校図書館の開放、居場所としての充実、家庭読書の工夫事例、それからもう少し特色ある活動をというお話、さらにはデジタル書籍といったようなところの文言、あるいは他の教育施設等との連携といったところでも幾つか出ておりますので、ぜひこのあたりをまた組み込んでいただいて、進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、お諮りします。日程第二 議案第51号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前 10時 54分 閉会